○国土交通省告示第五百七十八号

吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を平成三十年三月二十七日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

２中「上記の供給の目標を達成するための施設整備として次の施設の改築を行う。」を「水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行う。

施設名称	事業主体
早明浦ダム	独立行政法人水資源機構
池田ダム	独立行政法人水資源機構
新宮ダム	独立行政法人水資源機構
香川用水施設	独立行政法人水資源機構
旧吉野川河口堰	独立行政法人水資源機構
今切川河口堰	独立行政法人水資源機構
高知分水施設	独立行政法人水資源機構
富郷ダム	独立行政法人水資源機構

」に改め、「(1)香川用水施設緊急改築事業」を削る。

○国土交通省告示第五百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1373	特別な塗膜処理を講じた鋼材に応じて評価する方法	３－１　劣化対策等級（構造躯体等）	積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井　嘉浩	大阪市北区大淀中一丁目１番88号	平成30年３月20日

○国土交通省告示第五百八十号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二十六日付けをもつて失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－130号	冷却装置の管装置の防熱材	Ｈアロフレックス	AEROFLEX INTERNATIONAL CO., LTD.	111／1 Soi Nikom 13, Mu 2, Makham Khu Nikompattana, Rayong 21120, Kingdom of Thailand

○国土交通省告示第五百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月十五日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－643号	冷却装置の管装置の防熱材	ＨアロフレックスＨ	AEROFLEX CO., Ltd.	770, MU 6, Thepharak Road, Thepharak Subdistrict, Mueang Samut Prakan District, Samut Prakan Province, Kingdom of Thailand

○国土交通省告示第五百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大生工業株式会社　宇都宮工場	栃木県那須烏山市南大和久984番地21号	熱交換器	平成30年３月26日から平成35年３月25日まで